

## 総務委員会

財産の無償貸し付けについてを可決

本議案は、国際的に活躍できるグローバルな人材育成等を目的とした新学部「多文化社会学部」の開設準備を進めている長崎大学において、海外からの留学生の受け入れの拡大のためのインフラの一つとして、学生・留学生宿舍の整備を検討しており、その建設用地として市所有の白鳥町の財産を無償で貸し付けようとするものです。

委員会では、本市が財政健全化に取り組む中、無償貸し付けとした理由、当該市有地を選定した理由、宿舍整備のスキーム、周辺地域の環境整備及び活性化の具体策について慎重に審査しました。

その結果、無償で貸与する理由については、しっかりと説明責任を果たし、市民の理解を得てほしい、本市の将来のためグローバルな人材育成に力を入れてほしい、地域と大学が連携し、留学生が地域住民と交流できるようにしてほしいなどの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

## 教育厚生委員会

地方独立行政法人長崎市立病院機構定款の変更について 外2議案に附帯決議を付して可決

これらの議案は、市民病院及び成人病センターの名称変更などに伴い、病院機構の定款及び中期目標の変更並びに中期計画の変更の認可をしようとするものです。

委員会では、病院機構の理事長を参考人として出席を求め、名称変更に係る考え方などの説明を受け、その後の審査において、議会と病院機構をつなぐという市の役割を十分に果たせていないことに対する見解を質すなど慎重に審査しました。さらに、三藤副市長に出席を求め、市と病院機構の連携の強化についての決意を確認しました。

その結果、理事長からの説明は理解でき、三藤副市長から連携不足について今後の決意が示され、また、議会の指摘も踏まえ、今回の名称には「市民病院」が残されていることから賛成したいなどの賛成意見が出され、いずれも異議なく原案を可決しました。

なお、新名称の市民への浸透や市と病院機構の連携の強化に関する附帯決議を全会一致で決定しました。

## 環境経済委員会

長崎歴史文化博物館条例の一部を改正する条例を修正可決

今回の改正は、国指定重要文化財である旧香港上海銀行長崎支店に、長崎の近代交流史並びに孫文及び梅屋庄吉に関する資料を保存及び展示して市民の利用に供するため、県と共同で長崎歴史文化博物館の分館として「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム」を設置しようとするものです。

委員会では、市民の大切な財産である同長崎支店の一部を同博物館の分館と位置づける考え方などについて慎重に審査しました。

その結果、市民の大切な財産である同長崎支店に分館を置く表現は、文化財としての位置付けや価値を損なうとの理由により、9名の委員から連名で、分館の文言を削除しようとする修正案が提出され、採決の結果、修正案のとおり原案を修正して可決しました。

また、同長崎支店記念館の指定管理者制度を導入しようとする議案に対し、次回は地元から選定できるように人材育成に取り組むことを要請する附帯決議をつけて原案どおり可決しました。

## 建設水道委員会

消費税法の一部改正に伴う関係条例の一部を改正する条例を可決

今回の改正は、消費税法の一部改正に伴い使用料等を改定しようとするものです。

委員会では、市営駐車場の料金の改定について、機械機器等の改修費用、改定により入庫台数が減少し、減収となることも考えられることから、料金の据え置きについて再度検討する考えの有無、機械機器による料金徴収分を1円単位ではなく10円単位の改定とすることによる本市の財政負担、運動施設等の使用料の改定について、現行の使用料が市民の利便性を考慮し、10円単位に設定されたにも関わらず、今回1円単位で改定を行うことの妥当性、水道料金及び下水道料金等の改定について、消費税率引き上げ分を転嫁しない場合における上下水道局の財政負担と今後の事業経営に与える影響、全国的にも高い水道料金であることを踏まえ、料金体系の見直しを検討する考えの有無、市民に対する丁寧な説明のあり方について慎重に審査した結果、異議なく各原案を可決しました。